

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

東北（福島）厚生年金 事案 3569

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している源泉徴収票、株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書、株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人が所持している給与支給明細書において確認できる同年9月分の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで

私の夫は、昭和39年4月にA株式会社に入社し、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C健康保険組合及びB株式会社の回答並びに同僚の所持する辞令から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA株式会社（整理記号*）からA株式会社（整理記号*）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（整理記号*）に係る事業所別被保険者名簿の昭和39年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得の届出に誤りがあり、保険料についても納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和39年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1910（宮城国民年金事案 730 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間、56 年 4 月から同年 9 月までの期間、57 年 4 月から同年 12 月までの期間、58 年 6 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 62 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 6 月から 62 年 5 月まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたところ、委員会の判断の理由の一つに、「申立期間の国民年金保険料の一部については、友人と一緒に A 市役所に行って納付したことを覚えているところ、友人は申立期間以前の昭和 38 年頃には申立人と一緒に同市役所に行ったが、その後は一緒に行った記憶が無いと証言している。」旨の内容が記されていた。

しかし、私は、昭和 38 年頃は A 市に居住しておらず、友人と同市役所に行った事実はなく、もう一度確認の申立てをするので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 昭和 51 年 10 月以降については、毎日のように集金に来ていた銀行員に保険料の納付を依頼していたので納付しなかったことはないと主張しているところ、同年 10 月から 62 年 5 月までの期間で保険

料を納付した 61 か月のうち、現年度納付は 5 か月のみであり、残る 56 か月については時効で納付できなくなる直前などの過年度納付や時効で納付できなくなってからの特例納付であって、その納付状況は申立人の主張と符合しないこと、iii) 申立期間の保険料の一部については、友人と一緒に A 市役所に行って納付したことを覚えていると主張しているところ、その友人は申立期間以前の 38 年頃には申立人と一緒に同市役所に行ったが、その後は一緒に行った記憶が無いと証言していることなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 2 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和 36 年 11 月から 39 年 10 月までは元夫と C 町（現在は、D 市）の町営住宅に住んでいたため、38 年頃は A 市には居住しておらず、友人と同市役所に行った事実はない。」として再申立てをしているが、当該主張は申立期間より前の期間に係るものであることから、そのことをもって年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定を変更すべき事情とは認められない。

そのほかに年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月12日から2年12月29日まで
申立期間について、私はA社（現在は、B株式会社）に勤務しながら、別の事業所にも勤務していた。
別の事業所については厚生年金保険の加入記録があるのに、A社については厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された在籍証明書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録によると、申立期間を含む平成元年4月1日から同年8月31日までの期間はC株式会社、同年9月1日から同年12月31日までの期間はD株式会社、2年1月1日から同年4月30日までの期間はE株式会社及び同年6月4日から5年3月31日までの期間は株式会社Fにおいて勤務していたことが認められるところ、申立人は、「私とA社の同僚二人は、同社と同時に別の事業所にも勤務していたので、両事業所で厚生年金保険に加入していたはずである。」旨述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、上記のとおり別の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、同時にA社において厚生年金保険に加入したとみられる形跡は見当たらないところ、上記同僚二人については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、同時に別の事業所において厚生年金保険に加入したとみられる形跡は見当たらない上、当該同僚の一人は、「A社と同時に別の事業所にも勤務していたが、別の事業所では厚生年金保険に加入していない。」

旨証言しているほか、申立人がA社の上司として名前を挙げた者も、「社会保険関係の手續はA社の本社で行っていたので、申立人が同社の厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」としている。

また、B株式会社は、申立人に係る賃金台帳及び厚生年金保険に関する資料は残っていない旨回答しているため、厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年頃から26年頃まで

私は、申立期間にA社B事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B事業所は既に解散していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人は所在が不明であるため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所において被保険者記録が確認できる者のうち所在が判明した二人に照会したが、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から 33 年 6 月まで有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、入社日は特定できないものの、申立人は中学校を卒業して間もなく有限会社Aに入社したことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bは、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない旨回答している。

また、申立人は、申立てに際し、「株式会社Bを訪問し、担当者から、入社した人を何か月も厚生年金保険に加入させないというようなことはしていないと説明された。」旨述べているところ、株式会社Bは、「現在は、従業員を入社時から厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時は、試用期間3か月を経てから厚生年金保険に加入させていたと思われる。」旨回答している上、申立人が名前を挙げた同僚のうちの一人は、「私の在職中に、既に退社していた何人かが、厚生年金保険の加入記録と勤務期間が合わないとして会社に問い合わせに来ていたことがあったが、見習期間は厚生年金保険の加入期間となっていなかったからだと思う。」としていることから、申立期間当時、有限会社Aは必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に同記号番号が払い出されたのは昭和 30 年 7 月 19 日であり、有限会社Aに

おける被保険者資格取得日は同年7月1日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の被保険者資格取得日は同日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月

私は、申立期間においてA株式会社から支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、「申立人は、平成 13 年 9 月 16 日から現在まで当社に在籍しており、15 年 8 月の賞与については支給し、厚生年金保険料を控除していた。」としているものの、関係資料については保存期限経過のため処分したとしていることから、申立人の申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

また、申立人は、A株式会社からの給与はB銀行に振り込まれていたとすると、同行は、「当行の取引履歴検索システムは 10 年前まで遡るのが限度であり、申立期間に係る振込記録は確認できない。」と回答している上、C市は、「申立人に係る税務関係資料等については、保存期限（7年）経過のため廃棄済みである。」と回答していることから、申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月

私は、申立期間においてA株式会社から支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、「申立人は、平成 14 年 5 月 25 日から 20 年 8 月 31 日まで当社に在籍しており、15 年 8 月の賞与については支給し、厚生年金保険料を控除していた。」としているものの、関係資料については保存期限経過のため処分したとしていることから、申立人の申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

また、申立人は、A株式会社からの給与はB銀行に振り込まれていたとすると、同行は、「当行の取引履歴検索システムは 10 年前まで遡るのが限度であり、申立期間に係る振込記録は確認できない。」と回答している上、C市は、「申立人に係る税務関係資料等については、保存期限（7年）経過のため廃棄済みである。」と回答していることから、申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月頃から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 46 年 8 月頃から 49 年 1 月頃まで

申立期間①について、株式会社Aが所有していた船舶Bに乗り組んで、C漁に従事したが、船員保険の被保険者記録が無かった。乗船していたことは間違いないので船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、D社に正社員のE職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者名簿によると、株式会社Aは、申立期間①当時、船舶Bを所有しており、同船舶は船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、申立人の同社における船員保険の加入については、災害により船員名簿等の資料が流失したため確認できないと回答しており、申立人の同社における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間①に係る船員手帳を所持しておらず、申立人が船舶Bに乗り組んでいたことを確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①当時、船舶Bに乗り組んでいたと考えられる同僚3人に照会したところ、1人から回答が得られたが、申立人が同船舶に乗り組んでいたか否かは不明

としている。

加えて、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間①当時の同名簿の被保険者証記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が氏名を挙げた同僚の証言により、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係るD社の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、上述の同僚は、申立人の同社における厚生年金保険料の控除については不明であると述べている。

また、D社は、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く不明と回答している。

さらに、申立期間②当時、D社が加入していたF厚生年金基金は、申立人の加入員記録は無いと回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間②当時の同名簿の健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

私は、A社（勤務先は、B事業所）にC職として勤務していた期間のうち、平成 15 年 7 月に同社から賞与が支給されたと思うが、当該賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書は所持していないが、A社から支給された賞与及び給与は全てD銀行に振り込まれていたとしているところ、同銀行の回答によると、申立人の申立期間に係る同社からの賞与の振込みは確認できない。

また、申立人のA社に係る平成 15 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額と同年 1 月から同年 11 月までの給与額から算出した社会保険料控除額は同額であることが認められることから、申立人に対し、同年 7 月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、A社は平成 25 年 5 月*日に破産手続を開始している上、申立期間当時の事業主に照会したが、当時の資料が無く不明としていることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 49 年 4 月頃から同年 10 月頃まで
③ 昭和 51 年 11 月頃から 52 年 1 月頃まで

申立期間①はA県のB地区に所在した株式会社C、申立期間②はD県市E市F地区に所在したG株式会社及び申立期間③はH県のI地区に所在したJ株式会社（現在は、K株式会社）の事業所において、いずれも季節労働者として勤務した。

申立期間①及び②については、妻も一緒に季節労働者として勤務したので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Cは、季節労働者については厚生年金保険に加入させていなかったとしている上、申立人、申立人の妻及び申立人が氏名を記憶する同僚一人について、当時の資料は無く、申立期間①における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等は不明としている。

また、上記同僚について、オンライン記録において特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立期間①当時、株式会社Cにおいて厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在が確認できる5人に照会を行ったところ、回答のあった4人は申立人を知らないとしている上、うち3人は同社において季節労働者は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

加えて、株式会社Cに係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人及び申立人の妻は、申立期間①を含む昭和 47 年度において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料については、申立人は免除期間であり、申立人の妻は納付済期間であることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 49 年 4 月 22 日から同年 10 月 31 日までの期間について、G 株式会社勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業法人登記簿によると、G 株式会社は、平成 14 年 5 月 * 日に破産廃止決定が確定している上、登記簿の閉鎖時に事業主であった者に照会を行ったが回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が G 株式会社において季節労働者であったとして氏名を記憶する同僚について、オンライン記録において特定することができず、申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立期間②当時、G 株式会社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在が確認できる一人に照会を行ったところ、申立人の記憶は無く、厚生年金保険への加入について正社員は加入したが、季節労働者は加入していなかったとしている。

加えて、G 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人の妻の氏名は見当たらない上、申立期間②に係る健康保険の番号は連番で欠番は無い。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人及び申立人の妻は、申立期間②を含む昭和 49 年度において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料については、いずれも免除期間であることが確認できる。

申立期間③について、K 株式会社は、申立期間③における申立人の在籍は確認できないが、申立人は、同社 L 事業所において季節労働者として昭和 55 年 1 月 19 日から同年 3 月 29 日までの期間における在籍が確認できるところ、当該期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらないとしている。

また、申立人が申立期間③当時の同僚として氏名を記憶する二人のうち一人は既に亡くなっており、ほかの一人についても、オンライン記録において特定することができず、申立人の申立期間③における勤務実態及び J 株式会社における季節労働者に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立期間③当時、J 株式会社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在が確認できる 13 人に照会を行ったところ、回答の

あった3人は申立人を知らないとしている上、うち1人は、自身は季節労働者であったとしているが、季節労働者に関する厚生年金保険の取扱い等について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間③に係るJ株式会社における厚生年金保険被保険者原票に申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番も無い。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間③を含む昭和51年度において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料については免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人が各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。